

映像コンテンツ制作等委託 仕様書

1 件名

映像コンテンツ制作等委託

2 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

広報シティプロモーション課

4 目的および方針

本市を取り巻く様々な魅力を紹介する動画を制作し、SNS 等で発信することで、本市への興味・共感を生み出し、「愛着」「誇り」「行動」につながる地域とのかかわりをつくることを目的とする。

メインターゲットは、本市または首都圏に住み、遊び、学び、働く Z 世代(10代後半～20代)とする。

5 業務内容

(1)動画の企画・制作

- ・画面サイズは縦型動画(アスペクト比=9:16)とすること。
- ・動画の制作本数は年間 24 本(毎月 2 本)以上とし、毎月の配信数は本市と協議の上決定する。
- ・撮影は毎月1回以上行うこと。
- ・動画の企画案や台本等について作成し、本市と協議の上、動画制作を実施すること。
- ・動画の尺は 60～90 秒程度を基本とし最大 3 分までとする。ただし、企画上の理由がある場合はこの限りでない。
- ・動画の内容は「地域で活躍する人の転機・変化、原動力」「水遊都市(水辺)とライフスタイル」「地域の盛り上がりにある笑顔や熱気」「地域で過ごすリアルな日常」のいずれかのキーワードを含むものとすること。
- ・「タイムパフォーマンス」や「多様性」を重視する Z 世代を意識し、ミームコンテンツなどトレンドをおさえる工夫をすること。
- ・口ケハンや、取材先との調整等、撮影に関するすべての業務を行うこと。また、小道具等撮影に係る一切の経費は本契約に含むものとする。
- ・編集した動画は本市による校正を各動画1回以上設けること。

(2)TikTokアカウントの設計・運用

- ・アカウントの運用要領を作成するほか、アカウントの方向性やコンセプト、視聴

- 者にどのような行動変容を起こしてもらうか本市と協議の上、設定すること。
- ・動画投稿時の概要欄の設定や、サムネイル・音楽の選定等、投稿に関するすべての作業を実施すること。
 - ・SNS の特性である双方向性を活用した工夫をすること。

(3)広告・宣伝

動画の拡散を図るための効果的な広告を SNS に掲出すること。実施後は広告結果を分析し、報告書を作成すること。

6 成果品の納品

- (1)動画投稿用データ(MP4)
- (2)広告結果報告書

7 成果品の管理及び帰属

本業務に関連して収集、分析した資料及び成果品はすべて本市に帰属するものとし、本市の許諾なく他に公表、貸与等をしてはならない。

8 業務実施体制

- (1)統括責任者、制作責任者、台本担当者、撮影担当者、その他(口ヶ班等)を選任し、本業務を実施するための受注体制図を本市に提出すること。なお、業務に支障のない範囲で、それぞれの役職を兼務することも可とする。
- (2)統括責任者、制作責任者は、本業務の実施にあたり、業務内容を十分把握し、業務向上に努めるとともに本市と連絡の取れる体制をとること。
- (3)TikTok アカウントの炎上や乗っ取り等が発生した場合は、参考となる事例等を踏まえ、状況に応じて適切に対応すること。

9 その他

- (1)データのやり取りは、原則、ファイルストレージサイト、メールまたは手渡しとする。データを保存した記録媒体を郵送する場合は、事前に郵送物を明記したメールを送信した上で、郵送物を明記した文書を同封し、紛失・毀損に十分注意した対応をとること。
- (2)支払いについては、令和 8 年度に支払うものとする。
- (3)この仕様書によるもののほか、不明な点に関しては本市の指示により行う。

10 問い合わせ先

越谷市 市長公室 広報シティプロモーション課
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話:048-967-1325(直通)
E-mail:koho@city.koshigaya.lg.jp